

神奈川県学童保育

健全育成指導者養成研修からのレポート

健全育成指導者養成研修(都道府県認定資格研修講師養成研修)が8月22日、23日の2日間、国立オリンピック記念青少年総合センターで行われました。

内容は、主に以下の4つ

- ・「都道府県認定資格研修の位置づけ」
 - ・・・厚労省雇用均等・児童家庭局育成環境課 市川氏
- ・「放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準、運営指針策定の経緯、意義、位置づけ、特徴、主な内容」
 - ・・・・・・・・・・・・・・・・ 淑徳大学教授 柏女霊峰氏
- ・「担当予定の9科目についての指導する際の主なポイントや留意点」
 - ・・・児童健全育成推進財団 企画調査室長 野中賢治氏
- ・「都道府県認定資格研修の講師としての心得、留意すべき点」
 - ・・・・・・・・・・・・・・・・ 子どもの領域研究所所長 尾木まり氏

都道府県認定資格研修の内容の中心となる「放課後児童クラブ運営指針」策定の3つのポイント(市川氏)

- ① 最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化。
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、果たすべきその役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることもとめられるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

これによって、省令基準及び運営指針に沿った一定基準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る。

省令基準および運営指針の策定の経緯ほか(柏女霊峰氏)

- ① 放課後児童クラブの課題への対応では、いろいろな職種を持っている人が集まっている。共通認識が必要になってくる。発展の仕方が違うからやり方が同じようにはいかない。「放課後児童クラブガイドライン」は基準にならなかった。
- ② 放課後児童クラブの充実のために量的質的整備、量だけではなく、質の保障。それには基準が必要
- ③ 新制度と基準

何故「支援員」としたのか。厚労省で任用資格。支援という言葉に変えていこうとした。たとえば、生活指導員は支援員。子どもが主体に行く、横から、わきから支援していくという、援助感の違い。

12条に初めて入った「身体的、心理、性的ネグレクト」。

いじめに気が付いていて止めなかったら放任ネグレクトということ。17条では、苦情の責任者、虐待の責任者を置かなければならないということも入ってる。

認定資格研修について等(野中賢治氏)

資格とは何か、子どもと保護者を守るためにある。まだ環境を整えていないのではないかということもある、何かできてなければ、できないではなく、内容をみんなで伝えていく、条件を改善するためにプラスのエネルギーにしていくことが重要。社会に理解されるにはまだまだ。市町村も厚労省も様々な問題がある。これを機に社会に認知されるためにやらなければならない。

認定資格研修は、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

まずは内容の共有をしないと次のステップにいけない。資格は能力や技術の水準が高い人に与えるわけではない。すべての放課後児童クラブが、基準および運営指針に基づいて運営されるように、運営指針は次のことに留意して作成されている。

- ① 根拠に基づいた内容
- ② 凡用性に配慮した記述・・・運営指針の項目とその内容は「望ましい方向に導いていくための標準仕様」としての役割を考慮して、凡用性のある項目を設定し、どこの放課後児童クラブでも用いることができるように配慮した記述を心掛けている。
- ③ 体系化を意図した構成

運営指針の構成は総則と各章の整合性…何をしているのか、何を大切にしていけるのかを社会に示していくため・・・各章間の相互補完性に配慮して作成されている。
- ④ 認定資格研修と法令順守について

事業の社会的責任の自覚に基づく職場倫理の確立と、倫理法令の遵守が放課後児童育成事業の発展を支える基盤であり、支柱であるという視点で作成された。

講師としての心得、留意すべき点(小木まり氏)

大いに参考になり、勉強になる内容が話されました。

はじめ、これは大変なことになったというのが率直な感想で、不安も一杯でした。講義を受けて、「働く環境と認識を変えていく研修、子どもの権利を守っていくことを押さえた研修なのだ。そして社会的にも保障させていくのだ。」ということ伝えていこうと思います。

これから運営指針をしっかり学び、理解することが課題と考えています。(木村みどり：横浜指導員・県連協副会長)

活動報告(8月～9月の主な活動報告)

8月5日(水) 県次世代育成課との懇談会	9月10日(木) 県支援員等研修④in 藤沢市
8月6日(木) 県連協8月度運営委員会	9月18日(金) 県連協9月度役員会
8月21日(金) 県連協8月度役員会	9月20日(日) 学童保育を支える議員連盟懇談会
9月5日(土)～6日(日) 9月全国運営委員会	9月25日(金) 39回かな研実行委員会①
9月9日(水) 第37回県指導員交流会	9月30日(水) 県支援員等研修⑤in 海老名市

♪ 地域連協だより ♪

横浜連協より

現在、横浜では12月議会に向け、40万筆を目標に請願署名運動を展開しています。毎年行っている署名も今年で39回を数えます。今年度の請願項目は「運営費を増額してください」「施設家賃を全額補助してください」の2項目です。横浜市内にある222のクラブのうち、面積基準を満たしていないクラブが106あり、5年の間に分割・移転が叶わない場合は定員設定により、学童保育に通えなくなる子が出てきます。広い施設に移転した場合の家賃上昇分は保護者負担につながります。また、2006年から改善されていない指導員賃金への上乗せや多子・ひとり親世帯への自主減免などもすべて保護者がおこない、これらがクラブの運営を圧迫しています。私たちの考えである「保護者負担がこれ以上増えることなく、学童保育を必要とする子がみんな通えるように」するため、地域連協の皆様のご協力をお願いいたします。



今月は横浜市、そして三浦市それぞれの地域の様子、連協で現在活動していること等々、ご紹介します。各地域の活動をご覧ください。

三浦市連協より

三浦市連協は、市内にある4つのクラブ全てが加盟し、活動しています。定例会議には市の担当課も出席していただき、定期的に情報交換を行っています。

5月には補助金や保育環境の改善について具体的な要望書を市に提出しました。7月には昨年度に続き、県議・市議との懇談会を開催しました。6名の議員に参加頂いて、各学童の現状や指導員の処遇、行政の動向について伝えることができました。

現在、どのクラブも定員に迫る児童数を抱えており、保育環境の改善が課題となっています。今後も行政と協力しながら、学童保育を必要とする子どもたちのために力を合わせていきたいと思っています。

「日本の学童ほいく」12月号の巻頭ページを三浦市の「ひまわりクラブ」が飾ることになりました。ぜひ、ご覧ください!!

来月の「地域連協だより」では横須賀市と綾瀬市を予定しています。お楽しみに!

<これからの予定>

- 10月4日(日) 県連協拡大運営委員会・学習会(南足柄市女性センター)
 - 10月16日(金) 第6回県支援員等研修 in 小田原市「指導員同士の連携、チームです仕事」
 - 10月28日(水) 第7回県支援員等研修 in 厚木市「保護者とのかわり」
 - 11月7日(土)～8日(日) 第50回全国学童保育研究集会 in 大阪
 - 2016年1月17日(日) 県連協新春会長会・「日本の学童ほいく」誌普及推進会議(横浜市)
 - 2016年3月6日(日) 第39回神奈川県学童保育研究集会(かな研)
- この他、県連協運営委員会は第1木曜日、県連協役員会は第3金曜日に定例で開催しています。